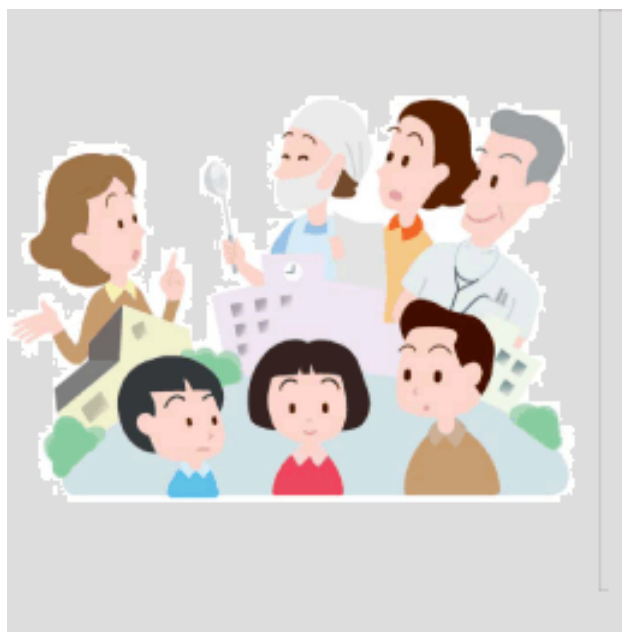


小金井市立小中学校における 食物アレルギー対応の基準

【令和6年4月1日改訂版】



目 次

I	食物アレルギー対応について	1
1	基本的な考え方	1
	(1) 安全性が最優先 (2) 学校生活での配慮 (3) 組織的な対応 (4) 保護者との連携	
2	対応の基礎となるもの	2
	(1) 各種ガイドライン等 (2) 学校生活管理指導表 (3) 食物アレルギー対応委員会	
II	学校給食における対応	3
1	対応開始までの流れ	3
	(1) 食物アレルギーの把握 (2) 学校生活管理指導表等の提出 (3) 保護者との面談	
	(4) 対応の決定 (5) 全教職員へ周知徹底 (6) 対応の見直し (7) 情報の管理	
2	アレルギー対応の実施方法	6
	(1) 学校給食におけるアレルギー対応の実施基準 (2) アレルギー対応食	
	(3) 弁当対応の留意事項	
3	アレルギー対応食の提供	8
	(1) 献立作成 (2) 保護者との連絡 (3) 給食調理作業 (4) 教室での対応	
III	学校生活（学校給食以外）における対応	11
1	食物・食材を扱う授業・活動	11
2	運動（体育・部活動等）	12
3	校外学習・宿泊を伴う行事	12
IV	緊急時の対応	13
1	緊急時の対応基準	13
	(1) 食物アレルギー緊急時対応マニュアル (2) アナフィラキシー対応ホットライン	
2	緊急時への備え	15
	(1) 情報把握・共有 (2) 校内研修の実施 (3) エピペン (4) 内服薬	
	(5) AEDの管理 (6) 対象児童・生徒への指導	
V	教育委員会の取組み	17
1	学校との連携	17
2	関係機関との連携	17
3	基準の見直し	18

【はじめに】

近年、卵や乳製品に限らず、特定の食物に対するアレルギーを有する児童・生徒は年々増加する傾向にあります。

小金井市教育委員会では、小金井市立小中学校給食における食物アレルギーの対応について各学校の対応を平準化するとともに「安全で安心な給食」の提供に努めることを目的として、平成21年4月に本基準を作成し、その後、随時改訂をしながら食物アレルギー対応を実施しています。

平成24年12月、都内の小学校において、食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生しました。文部科学省はこうした事故を二度と起こさないために、再発防止の検討を重ね、平成27年3月に「学校給食における食物アレルギー対応指針」を作成しました。

このような状況を踏まえ、本市においても、安全性を優先させることを第一に考え、本基準を改訂しました。

学校における食物アレルギーの対応については、これまでも各学校において、丁寧な取り組みを行ってきていただいております。今後も全ての教職員が正しい知識を持つとともに、学校における日常の取り組み及び緊急時の対応については、管理職を中心に関係教職員が、保護者とよく話し合うことが必要となります。さらに、その内容については全ての教職員で共有することが望まれます。

食物アレルギーを有する児童・生徒が、安全で安心な学校生活を送れるよう、本基準を活用していただきたいと思います。

I 食物アレルギー対応について

1 基本的な考え方

(1) 安全性が最優先

学校生活における食物アレルギー対応（以下「アレルギー対応」という。）で、最優先すべきは安全性である。安全性を確保するために、無理な（過度に複雑な）対応を避け、安全管理上のリスクを最小限にするように努める。

(2) 学校生活での配慮

安全性の確保が最優先であるが、食物アレルギーのある児童・生徒（以下「対象児童・生徒」という。）が、他の児童・生徒と同じように給食時間や学校生活を過ごせるように教育的配慮をしなければならない。また、対象児童・生徒及び他の児童・生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解ができるように指導する。

(3) 組織的な対応

学校でのアレルギー対応は特定の教職員に任せるものではなく、組織で対応するものである。学校長は食物アレルギー対応委員会を組織し、食物アレルギーに関する様々な対応を協議、決定する。決定した内容は全ての教職員で共有し、学校全体でアレルギー対応に取り組む。

(4) 保護者との連携

アレルギー対応に当たって、保護者と十分な意志疎通を図り、対象児童・生徒に対する理解を深め、その後も必要に応じて保護者との面談等を実施し、医師からの指示等について学校と保護者は相互に確認するものとする。

2 対応の基礎となるもの

(1) 各種ガイドライン等

学校でのアレルギー対応は、以下のガイドライン等に準拠して対応する。

ア 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

＜令和元年度改訂財団法人日本学校保健会発行＞

イ 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

＜平成25年7月東京都健康安全研究センター発行＞

ウ 学校給食における食物アレルギー対応指針

＜平成27年3月文部科学省発行＞

(2) 学校生活指導管理表

学校でのアレルギー対応を行う場合、保護者から医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下「学校生活管理指導表」という。）を必ず提出してもらい、これに基づき対応する。

食物アレルギーの原因となる食物（以下「原因食物」という。）の把握及びアレルギー対応の内容を確認する。また、アレルギー対応の変更があった場合はその都度、継続の場合であっても年度に1回は提出するようにする。

なお、学校生活管理指導表は「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」で示されているものを使用する。

(3) 食物アレルギー対応委員会

学校は校長を責任者とし、副校長、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭・栄養士（以下「栄養職員」という。）等で構成する食物アレルギー対応委員会を校内に設置する。

以下のア～エに例示した事項がある場合は、食物アレルギー対応委員会を開催し、具体的な内容の検討・決定をする。

ア 食物アレルギーのある児童・生徒の把握とアレルギー対応の決定

イ 緊急時の役割分担表の作成と校内研修の検討

ウ アレルギー対応の見直し・新規発症への対応

エ その他アレルギー対応に関すること

Ⅱ 学校給食における対応

1 対応開始までの流れ

(1) 食物アレルギーの把握

学校は就学時健康診断や入学説明会、また、転入時や進級時など機会を捉えて、対象児童・生徒とその状況について把握するように努める。また、必要に応じてアレルギー対応の内容を説明する。

(2) 学校生活管理指導表等の提出

学校生活において、食物アレルギーに関して特別な配慮が必要な場合には、医師の所見を付した「学校生活管理指導表」（様式２）の提出を保護者に求める。

また、学校給食に関して特別な配慮が必要な場合には、「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書」（様式１）の提出を保護者に求める。

なお、提出された「学校生活管理指導表」を基に個別対応プランを作成する。

(3) 保護者との面談

保護者から「学校生活管理指導表」及び「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書」の提出があったときは、必ず面談を実施する。面談は原則食物アレルギー対応委員会の委員が出席し、保護者から聞き取り等を行う。

保護者に個別対応プランを示し、対応について保護者と協議する。

面談後には「食物アレルギー児童生徒面談記録表」（様式３）を作成する。

なお、在校生で次のア及びイに該当しない場合のみ、面談に代えて電話確認も可とする。

ア 新入生及び在校生（新規）の食物アレルギー対応希望者 面談

イ 在校生（継続）の食物アレルギー対応希望者のうち、以下の（ア）～（カ）に該当する者 面談

（ア） 学校生活管理指導表のアナフィラキシーの欄に「あり」と記載された場合

（イ） エピペンを処方されている場合

- (ウ) 直近 1 年間でアナフィラキシー症状又はアレルギー症状があった場合
- (エ) 食物アレルギー対応の原因食品等の内容に変更がある場合
- (オ) 保護者が面談を希望する場合
- (カ) 学校で面談の必要があると判断した場合

(4) 対応の決定

アレルギー対応は食物アレルギー対応委員会で検討し、決定は本基準等に基づき学校長が行う。決定内容は、「学校給食における食物アレルギー対応実施決定について」（様式 5）をもって、速やかに保護者に通知する。学校長と保護者は学校給食における「食物アレルギー対応確認書」（様式 6）を 2 通作成し、それぞれ 1 通を所持する。

なお、学校給食の提供ができないと判断したときは、丁寧にその理由や状況を保護者に説明し、理解してもらうよう努めなければならない。

(5) 全教職員へ周知徹底

決定したアレルギー対応は個別対応プラン等をもって、全教職員に周知徹底し、共通理解を図る。

(6) 対応の見直し

年度途中において、アレルギー対応を解除する場合、保護者は「学校給食における食物アレルギー対応解除申請書」（様式 7）を学校長に提出すること。

また、一部の原因食材を解除する場合、保護者は「学校給食における食物アレルギー対応一部解除申請書」（様式 8）を学校長に提出すること。

(7) 情報の管理

対象児童・生徒の食物アレルギー対応に係る個人情報の取り扱いには十分留意しなければならない。食物アレルギー対応内容は学校内で共有することとなるが、保護者の意向も尊重し、保護者が考えるプライバシーと学校が考えるプライバシーの意識に差が生じることがないように、意志疎通を図る。

【対応開始までの流れ】

入学説明会での
保護者からの申し出

転入時・進級時など
保健調査票等の記入

新規発症した児童生徒について
保護者からの申し出

●食物アレルギーの把握

- ・保護者からの申し出や保健調査票等によって、児童生徒の食物アレルギーの状況を把握する。

●学校生活管理指導表等の提出

- ・学校生活や学校給食で特別な配慮を希望する児童生徒の保護者に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書」を配布し、必要に応じて提出を求める。

●保護者との面談

- ・学校生活管理指導表等の提出があった場合、必ず保護者と個別面談を行う。
- ・面談での確認事項は指針 1 3 ページ等を基に事前に食物アレルギー対応委員会で決めておき、当日は食物アレルギー検討委員会の委員が出席する。
- ・面談では、学校生活管理指導表の確認と食物アレルギー対応委員会で決めた確認事項等を聴取する。
- ・面談後には「食物アレルギー児童生徒面談記録表」を作成する。
- ・電話確認を行った場合も、面談に準じた対応を行う。

●対応の決定

- ・食物アレルギー対応委員会で対応を検討し、対応の決定は学校長が行う。
- ・対応決定後「学校給食における食物アレルギー対応実施決定について」をもって、保護者に通知する。
- ・「食物アレルギー対応確認書」を 2 通作成し、学校と保護者それぞれ 1 通を所持する。

●全教職員への周知徹底

- ・決定したアレルギー対応は、全教職員に周知徹底し、共通理解を図る。

対応の開始

●対応の見直し（年度途中）

- ・症状の改善等に伴い学校給食での対応の必要がなくなった場合
「学校給食における食物アレルギー対応解除申請書」を提出してもらう。
- ・症状の改善等に伴い学校給食での対応に変更が生じる場合
「学校給食における食物アレルギー対応一部解除申請書」「学校生活管理指導表」を提出してもらう。

2 アレルギー対応の実施方法

(1) 学校給食におけるアレルギー対応の実施基準

次のアからエを満たしている場合に、アレルギー対応食を提供することとする。

ア 医師による診断

学校生活管理指導表において、医師の所見欄に、食物アレルギーを有することが記載されている。

イ 原因物質の特定

原因食物が特定できており、医師からも除去食（原因食物を含まない料理・献立）の指示が出ている。

ウ 家庭での取り組み

家庭での食事でも除去等の配慮がされている。

エ 医療機関への定期的な受診

原則として、年1回以上対象児童・生徒の医療機関受診が行われている。

(2) アレルギー対応食

学校給食で提供できる食物アレルギー対応食は除去食を基本としながら、可能な場合のみ代替食とする。除去食又は代替食の提供は1日2種類までとし、対象児童・生徒が食べることのできない場合は、弁当対応を検討してもらう。

アレルギー対応食における具体的な内容は以下のアからウのとおりとする。

ア 除去食又は代替食対応

安全性の確保のため、原因食物の完全除去を基本とする。例えば、牛乳アレルギーの場合、飲用牛乳のほか、料理に使用する牛乳（シチュー等）、牛乳加工品（チーズ、バター等）も除去の対象となる。また、給食で使用するパンの多くが脱脂粉乳を含むため、パンも除去の対象となる。

調理の過程で原因食物の除去が可能な場合は除去食を提供し、原因食物の代替する食品が容易に調達でき、かつ、安全に調理することが可能な場合のみ代替食を提供する。

除去食実施日の栄養の不足については、一部弁当対応を保護者に協力を求めることとする。

イ 一部弁当対応

除去食対応において、当該献立が給食の中心的献立、かつその代替提供が困難な場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する。

ウ 完全弁当対応

原因食物が多い場合や重篤なアナフィラキシー症状がある場合など、学校給食を食べることが困難な場合、学校給食を提供せず、弁当を持参する。なお、その日の献立によってアレルギー対応食を食べられる場合など、完全弁当対応は1日単位から可能とする。

(3) 弁当対応の留意事項

ア 弁当の管理

基本的には対象児童・生徒が持参した弁当を給食時間まで管理する。なお、給食時間に間に合うよう、保護者等が家庭から弁当を持参することは可能とする。

イ 持参する日の確認

その日の献立によって弁当を持参する場合、弁当を持参する日を保護者から提出される「アレルギー対応食申込書」（様式4）を通じて、学級担任、給食担当者（栄養職員、調理員）が確認し情報を共有するものとする。

ウ 教室内での配慮

学級担任は、対象児童・生徒が弁当持参による精神的な負担を感じることをないように、他の児童・生徒にも食物アレルギーを正しく理解させる。

エ 給食費の取扱い

年間を通して完全弁当対応の場合は給食費を徴収しない。なお、1日単位での完全弁当対応の場合は、給食を喫食しない日の給食費を返金する。

また、乳アレルギーの場合は完全除去を基本とするため飲用牛乳のみの除去は行わないが、飲用牛乳代のみ返金をする。

3 アレルギー対応食の提供

(1) 献立作成

- ア 通常食数、アレルギー対応食数、原因食物の種類、給食施設の状況等から総合的に判断し、1日2種類を限度とした除去食又は代替食献立を作成する。
- イ アレルギー対応食は原因食物の完全除去した除去食を基本とし、可能な場合には代替食を提供する。
- ウ 1日の献立で原因食物を含む食品ができるだけ重複しないように配慮する。
- エ 重篤度の高い原因食物（そば、落花生、木の実類・種実類（ごま、栗、カカオを除く。）、いくら、キウイフルーツ）は使用しない。また、新規発症の原因となりやすい食物の使用については十分に配慮する。
- オ 栄養職員は、アレルギー対応の決定に従って、アレルギー対応食の調理業務連絡書を作成する。

(2) 保護者との連絡

- ア アレルギー対応食を提供する対象児童・生徒の保護者へ「アレルギー対応食申込書」（様式4）及び詳細献立表を送る。
- イ 保護者から「アレルギー対応食申込書」を提出してもらう。
- ウ 栄養職員は必要に応じてアレルギー対応食の調整、連絡を行う。
- エ 連絡帳等を作成し、保護者と給食や体調等を確認するように努める。

(3) 給食調理作業

- ア 作業工程の確認
 - (ア) 栄養職員が作成する調理業務連絡書及び調理員が作成する作業工程表に基づき実施する。除去する食品が混入しないように作業手順について十分な打ち合わせをする。
 - (イ) 学級担任は、対象児童等が欠席の場合、栄養職員に知らせる。
 - (ウ) アレルギー対応食の担当者、使用する器具、別調理の順番や取り分けるタイミング、加える食品等を確認する。
- ウ 原材料の確認
 - (ア) 検収担当者は、納品された加工食品等の原材料を確認する。

- (イ) 当日の加工食品等に除去すべき食品が含まれていないか、事前に確認した表示と納入時の表示を比較し、確認する。
- (ロ) 除去対象食品が含まれている場合は、速やかに栄養職員に連絡する。
- (ハ) 代替食の場合は、必ず原材料を保存する。

エ 調理作業

- (ア) アレルギー対応食の担当職員は、取り忘れや取り分けのタイミングを誤らないよう、調理業務連絡書等に基づいて作業する。
- (イ) 調理器具（なべ、フライパン、ボール、お玉、フライ返し、計量カップ、計量スプーン、中心温度計等）は、アレルギー対応食専用とし、その旨表示する。
- (ロ) 調理器具は使用後良く洗い、消毒する。食器消毒保管庫の決められた場所にひとまとめにして保管する。
- (ハ) やむを得ず通常食とアレルギー対応食の共用となるはかりや調味料の容器は、原因食物が付かないよう細心の注意を払う。はかりはこまめに拭取りを行い、調味料は必ず食品庫でボール等の容器に移し、計量してから各々の調理の場所にもっていく。
- (ニ) 調理の途中で除去する食材を加える前に、別鍋へ取り分ける場合は、調理器具等が交差して原因食物が混入することがないように注意する。
- (ホ) 取り分けたり、食材を加えたりする際には複数の人で確認しながら調理する。
- (ヘ) アレルギー対応食を調理している者は、アレルギー対応食を調理していることがわかるようアレルギー対応食専用の前掛けを着用する。また、使い捨て手袋は通常作業と同様に作業ごとに取り替える。
- (ヘ) 加熱温度の確認・記録をし、調理済み対応食を保存する。

オ 配食

- (ア) アレルギー対応食は、通常食との違いが視覚的にわかるようにアレルギー対応食専用の色や柄の違うトレイ及び食器を使用する。
- (イ) できあがったアレルギー対応食は食器に盛り付け、中が確認できるようラップでふたをする。また同じ食器につけあわせがあるときは給食室で盛り付ける。
- (ロ) 誤配する事故を防ぐため、学年、組、氏名、献立名（何の食品を除去して

いるのか)を記載したカード等(以下「カード」という。)をつける。

(エ) 除去内容に誤りがないか必ず複数でチェックをする。

(オ) アレルギー対応食は、誤配を避けるため、原則として調理した者がクラス配膳車に乗せるまで行う。

(カ) エレベーターで配膳車の出し入れを行う度、該当のアレルギー対応食が所定のクラスの配膳車にあることを確認する。

カ 引き渡し時

(ア) 配膳室での引き渡し時には、給食当番にアレルギー対応食があることを伝える。同じクラスに複数のアレルギー対応食があるときには特に注意して伝える。

(4) 教室での対応

ア 学級担任は、対象児童・生徒の当日のアレルギー対応を「アレルギー対応食申込書」(様式4)で確認する。また、誤配がないよう「アレルギー対応食申込書」とカードを照らし合わせ確認する。「いただきます」をするまではカードをはずさないようにする。

イ アレルギー対応食がある日の対象児童等は、その日に提供される全ての献立において、おかわりをしないこととする。

ウ 学級担任は、原因食物を扱うだけでアレルギー症状が出てしまう対象児童・生徒に対し、必要に応じて給食当番や配膳、片付けについて配慮する。

エ 栄養職員は、学級担任と連絡を密にし、給食時間に教室巡回の中で対象児童・生徒が学校給食を食べている状況を把握するように努める。

オ 学級担任が欠席の場合、補教に入る教諭がアレルギー対応について確認する。また、「アレルギー対応食申込書」を補教に入る教諭が確認できるよう、あらかじめ保管場所を決めておく。

Ⅲ 学校生活（学校給食以外）における対応

1 食物・食材を扱う授業・活動

食物アレルギーについては、学校生活上、学校給食以外にも留意しなければならないことがある。食物アレルギー対応委員会等で事前に様々な想定を行い、「学校生活管理指導表」及び個別取組プランに基づいた対応を検討しておく必要がある。

対象児童・生徒によっては、「食べる」だけでなく、「吸い込む」ことや「触れる」ことでアレルギー症状を起こすことがあり、対象児童・生徒の状況によってきめ細かい配慮が必要となる。

対象児童・生徒の学級担任や指導教員は、以下(1)から(7)に例示した活動がある際は、必要に応じて配慮を検討する。

- (1) 調理実習
- (2) 食材を使用した理科実験
- (3) 小麦粘土を使った活動
- (4) 牛乳パックを使用する工作等
- (5) 植物の栽培
- (6) そば打ち体験
- (7) クラブ活動等で食材を使用するもの

2 運動（体育・部活動等）

運動と原因食材の組み合わせにより「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」が誘発される場合がある。学校は、対象児童・生徒が原因食物を食べたことが分かった場合には、運動をさせないように注意を払うとともに、対象児童・生徒本人に確実に指導する。

症状が誘発される運動の強さには個人差があるため、学校は保護者から、家庭での状況についての情報提供を受け、学校生活における運動を安全に管理する。また、体育の授業、部活動を管理・監督する教職員と、対象児童・生徒の状況について情報共有するとともに、保護者に対してもこれらの教職員等への情報提供を依頼する。

3 校外学習・宿泊を伴う行事

宿泊先や昼食場所等での食事内容、体験学習の内容等について事前に確認し、学級担任等は保護者に伝え、対応が必要な場合は事前に保護者と相談することが重要である。また、参加する教職員全員が対象児童・生徒の状況を把握し、食事の配慮やアレルギー症状の発症に備えた準備等をしておく必要がある。

Ⅳ 緊急時の対応

1 緊急時の対応基準

(1) 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

対象児童・生徒だけでなく、全ての児童・生徒（食物アレルギー既往歴のない児童・生徒も新規発症する事例があるため）が何らかの体調の変化を訴えた場合は、常にアレルギー症状である可能性を考慮して観察し、迅速な処置をすることが大切となる。

児童・生徒がアレルギー症状を発症した場合は、平成25年7月に東京都が作成した「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に基づき対応する。

ア アレルギー症状への対応の手順

児童・生徒にアレルギー症状が出た際の対応を示したフローチャートである。

緊急時には、この手順に基づき対応する。

イ **A** 施設内での役割分担

緊急時における校内での役割分担を図示したものである。

ウ **B** 緊急性の判断と対応

緊急性の高いアレルギー症状とその症状が出た場合の対応方法を図示してある。

症状の判断が困難な場合もあるため、アナフィラキシー対応ホットライン（詳細は(2)のとおり）を積極的に活用する。

エ **C** エピペンの使い方

エピペンの打ち方を図示してある。

オ **D** 緊急要請（119番通報）のポイント

救急要請をする際に注意する点と救急要請時に伝える内容の流れを図示してある。

カ **E** 心肺蘇生とAEDの手順

心肺蘇生のやり方とAEDの使用法および手順の流れを図示してある。

キ **F** 症状チェックシート

アレルギー症状を「全身の症状」「呼吸器」「消化器」等に分けて図示し、そ

の症状ごとにどのような対応をするかを示している。

(2) アナフィラキシー対応ホットライン

アナフィラキシー対応ホットラインでは、児童・生徒の学校生活におけるアレルギー症状が発生した際に、公立昭和病院の設ける医師直通電話に連絡し、アレルギー症状の判断や救急搬送の受入れなどの相談を行うことができるようになっている。

資料編にある「アナフィラキシー対応ホットライン使用方法」を参照のうえ、緊急時には積極的に活用できるよう教職員全員で確認する。

2 緊急時への備え

(1) 情報把握・共有

学校が、対象児童・生徒の食物アレルギーの状況を把握しない限り、適切な対応を行うことは困難であるため、保護者に対して、機会を捉えて情報提供を依頼し、把握に努める。

学校生活において、食物アレルギーに関して特別な配慮が必要な場合には、学校生活管理指導表、個別対応プラン、食物アレルギー対応委員会での決定事項など、対象児童・生徒に関わる者すべてが情報共有するものとする。

(2) 校内研修の実施

緊急時におけるシミュレーション訓練は、教職員全員で年度の早い時期に行うとともに、年度ごとに少なくとも1回は実施する。

また、食物アレルギーの新規発症の事例もあることから、食物アレルギーのある児童・生徒がいない学校についても、緊急時の対応ができるように訓練を実施する。

(3) エピペン

エピペンは対象児童・生徒自ら注射することが原則であり、緊急時において迅速に使用するためには、対象児童・生徒本人がエピペンを保管しておくことが基本となる。

しかしながら、緊急時において、対象児童・生徒が自ら注射することができない場合は、教職員が本人に代わってエピペンを注射することも想定される。面談時に必ず保護者と保管場所や本人が注射できないときの対応等に関して確認しておくこと。

なお、エピペンを自ら注射できない状況にある対象児童・生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反に該当はしないとされている。

(4) 内服薬

内服薬もエピペンと同様に、面談時に必ず保護者と管理方法等に関して確認しておく。

(5) AEDの管理

緊急時に確実に使用できるよう、設置場所と使用方法を全教職員に周知する。

夏季水泳指導の時期など通常の設置場所と異なる場合には、特にその周知を徹底する。

(6) 対象児童・生徒への指導

学級担任等は対象児童・生徒に対して、体調不良を感じたときに早い段階で周囲に伝えることを指導する。

V 教育委員会の取組み

1 学校との連携

学校における食物アレルギーの対応については、本基準に則り、食物アレルギー対応委員会が中心になって行うものであるが、教育委員会においても、対象児童・生徒のエピペンの携帯状況、学校給食のアレルギー対応状況等を把握し必要な環境整備を行うとともに、保護者が本基準及び学校の対応への理解・協力を深められるよう、主体的な役割を担うものとする。

また、学校が緊急時に迅速で的確な判断と対応ができるよう、管理職、教職員等を対象に、研修を実施する。食物アレルギーへの意識向上と、基礎知識の定着、緊急時の対応等実践的で、実効性のある研修の継続的な実施に取り組む。

2 関係機関との連携

各学校のアレルギー対応の中で発生した困難な課題については、教育委員会でも共有し、関係機関との更なる連携を図り、課題解決に努めていかなければならない。

これまで学校保健分野において、多大な貢献をいただいている小金井市医師会と、アレルギー対応についても、学校医、対象児童・生徒の主治医（市内医師である場合）など医療の専門的な立場から積極的な助言などの支援が得られるように、連携を一層強めていく。

また、アレルギー発症に伴う緊急時対応充実のため、アナフィラキシー対応ホットラインを締結している公立昭和病院や消防機関との連携の強化を図る。

3 基準の見直し

近年、生活環境の変化や疾病構造の変化などに伴い、児童・生徒におけるアレルギー疾患の増加が指摘されている。本市においても、学校におけるアレルギー対応を必要とする児童・生徒は増加傾向にある。

教育委員会は、今後も国・東京都の動向に引き続き注視しながら、食物アレルギーを有する児童・生徒が、安全で安心な学校生活を送れるよう、必要に応じて本基準を見直すことにする。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

この基準は、令和6年4月1日から施行する。